

京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 農学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、農学研究科の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。</p> <p>4 研究科長は、農学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>5 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する<u>副研究科長</u>がその職務を代理する。</p> <p>6 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する<u>副研究科長</u>がその職務を行う。</p> <p>(副研究科長)</p> <p>第3条 農学研究科に、副研究科長<u>4名</u>を置く。</p> <p>2 副研究科長は、農学研究科の専任の教授をもって充て、研究科長が教授会の承認を得て、選考する。</p> <p>3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、選考する研究科長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 } 4 } 5 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する<u>者</u>がその職務を代理する。</p> <p>6 研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する<u>者</u>がその職務を行う。</p> <p>(副研究科長)</p> <p>第3条 農学研究科に、副研究科長<u>3名</u>を置く。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } 4 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>